

移転雑費算定要領（抄）（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（算定） 第3条 （略） 一 （略） 二 法令上の手続に要する費用 （一） 建物等の建築に関する手続費用 ア 運用方針第24第3項（1）に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料（中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。）<u>及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるための手数料（同項ただし書きによる場合を除く。）</u>とする。 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額（確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用）<u>及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続業務報酬額（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請図書の作成及び適合性判定申請の代行に要する費用）</u>は原則として、本号（ウ）に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。 ウ （略） （二） （略） （三） （略） （四） （略） 三 （略） 四 （略）	（算定） 第3条 （略） 一 （略） 二 法令上の手続に要する費用 （一） 建物等の建築に関する手続費用 ア 運用方針第24第3項（1）に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料（中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。）とする。 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額（確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用）は原則として、本号（ウ）に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。 ウ （略） （二） （略） （三） （略） （四） （略） 三 （略） 四 （略）